

規制シート(様式)

170195101660001

平成28年12月16日

| | | | |
|--------------------|--|--------------------|----------------------|
| 規制の名称 | 家畜伝染病予防法 | 所管府省 | 農林水産省 |
| 根拠法令等 | 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 消費・安全局動物衛生課長 熊谷法夫 |
| 規制目的 | 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ること。 | | |
| 規制内容の概要 | ①家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、飼養衛生管理基準の遵守義務等を規定。 ②家畜の伝染性疾病のまん延を防止するため、発生の届出、殺処分、移動制限等を規定。 ③家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検疫を規定。 | 関連する予算 | - |
| 規制の最近の改廃経緯 | ・行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)による改正 | 関連する政策評価結果 | - |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年法律第16号)の施行から現在まで、家畜の伝染性疾病が海外において継続して発生しており、また、日本においても高病原性鳥インフルエンザ等の発生が見られるといった動物衛生の状況を踏まえると、引き続き、同法に基づく規制が必要であるため。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | - | | |
| 見直し条項 | 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(平成23年法律第16号)附則第11条 | | |
| 次の見直し時期 | 平成33年度 | | |